



2026 年 9 月 2 日

各 位

会 社 名 伊 藤 忠 商 事 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 C O O 石 井 敬 太
(コード番号 8001 プライム市場)
問 合 せ 先 I R 部 長 原 田 和 典
(TEL. 03 - 3497 - 7295)

自己株式の公開買付けの結果並びに市場買付の開始に関するお知らせ

当社は、2026 年 8 月 3 日開催の取締役会において、会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第 165 条第 3 項の規定により読み替えて適用される同法第 156 条の規定に基づき、自己株式の取得に係る事項並びにその具体的な取得方法として自己株式の公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）及び市場買付けを行うことを決議し、2026 年 8 月 4 日より本公開買付けを実施しておりましたが、以下のとおり、本公開買付けが 2026 年 9 月 1 日をもって終了いたしましたので、お知らせいたします。

なお、2026 年 8 月 3 日に公表した「自己株式の取得並びに自己株式の公開買付け及び市場買付けに関するお知らせ」に記載のとおり、自己株式の取得枠として決議した 3,000 億円から本公開買付けで取得した自己株式の取得価額の総額を控除した約 1,500 億円を上限として、本日より、株式会社東京証券取引所における市場買付けによる自己株式の取得を実施する予定です。

記

1. 買付け等の概要

(1) 公開買付者の名称及び所在地

伊藤忠商事株式会社 大阪市北区梅田 3 丁目 1 番 3 号

(2) 買付け等をする上場株券等の種類

普通株式

(3) 買付け等の期間

① 買付け等の期間（以下「本公開買付期間」といいます。）

2026 年 8 月 4 日（火曜日）から 2026 年 9 月 1 日（火曜日）まで（20 営業日）

② 公開買付開始公告日

2026 年 8 月 4 日（火曜日）

(4) 買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）

普通株式 1 株につき、金 1,813 円

(5) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地 （公開買付代理人）

大和証券株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目 9 番 1 号

② 決済の開始日

2026 年 9 月 28 日（月曜日）

③ 決済の方法

本公開買付期間終了後遅滞なく、買付け等の通知書を本公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する承諾又は売付け等の申込みをされた方（以下「応募株主等」といいます。）（外国の居住者である株主等（法人株主を含みます。以下「外国人株主等」といいます。）の場合は常任代理人）の住所又は所在地宛に郵送します。

買付けは、現金にて行います。買付代金より適用ある源泉徴収税額（注）を控除した金額を決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等（外国人株主等の場合はその常任代理人）の指定した場所へ送金するか、応募受付をした公開買付代理人の本店又は全国各支店にてお支払いします。

（注）公開買付けにより買付けられた株式に対する課税関係について

税務上の具体的なご質問等は税理士等の専門家にご相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

（イ）個人株主の場合

（i）応募株主等が日本の居住者及び国内に恒久的施設を有する非居住者の場合

本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、当社の資本金等の額のうちその交付の基因となった株式に対応する部分の金額を超過する場合は、当該超過部分の金額を配当所得とみなして課税されます。当該配当所得とみなされる金額については、原則として 20.315%（所得税及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成 23 年法律第 117 号。その後の改正を含みます。）に基づく復興特別所得税（以下「復興特別所得税」といいます。） 15.315%、住民税 5%）に相当する金額が源泉徴収されます（国内に恒久的施設を有する非居住者にあつては、住民税 5% は特別徴収されません）。ただし、租税特別措置法施行令（昭和 32 年政令第 43 号。その後の改正を含みます。）第 4 条の 6 の 2 第 38 項に規定する大口株主等（以下「大口株主等」といいます。）に該当する場合には、20.42%（所得税及び復興特別所得税のみ）に相当する金額が源泉徴収されます。また、本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額から、配当所得とみなされる金額を除いた部分の金額については株式等の譲渡収入となります。譲渡収入から当該株式に係る取得費を控除した金額については、原則として、申告分離課税の適用対象となります。

なお、租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号。その後の改正を含みます。）第 37 条の 14（非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税）に規定する非課税口座（以下「非課税口座」といいます。）の株式等について本公開買付けに応募する場合、当該非課税口座が開設されている金融商品取引業者等が大和証券株式会社であるときは、本公開買付けによる譲渡所得等については、原則として、非課税とされます。なお、当該非課税口座が大和証券株式会社以外の金融商品取引業者等において開設されている場合には、上記の取り扱いと異なる場合があります。

（ii）応募株主等が国内に恒久的施設を有しない非居住者の場合

配当所得とみなされる金額について、15.315%（所得税及び復興特別所得税のみ）の額が源泉徴収されます。なお、大口株主等に該当する場合には、20.42%（所得税及び復興特別所得税のみ）の額が源泉徴収されます。また、当該譲渡により生じる所得については、原則として、課税されません。

（ロ）法人株主の場合

みなし配当課税として、本公開買付価格が 1 株当たりの資本金等の額を超過する部分について、その差額に対して原則として 15.315%（所得税及び復興特別所得税のみ）に相当

する金額が源泉徴収されます。

なお、その配当等の支払に係る基準日において、当社の発行済株式等の総数の3分の1超を直接に保有する応募株主等（国内に本店又は主たる事務所を有する法人（内国法人）に限ります。）が、当社から支払いを受ける配当とみなされる金額については、所得税及び復興特別所得税が課されないものとされ、源泉徴収は行われなかったこととなります。

2. 買付け等の結果

（1）買付け等を行った株券等の数

株券等の種類	買付予定数	超過予定数	応募数	買付数
普通株式	82,735,700 株	一株	83,403,785 株	82,735,750 株

（2）あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算

本公開買付けに応じて売付け等の申込みがなされた株券等（以下「応募株券等」といいます。）の数の合計が買付予定数（82,735,700 株）を超えたため、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）第27条の22の2第2項において準用する法第27条の13第5項及び発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成6年大蔵省令第95号。その後の改正を含みます。）第21条に規定するあん分比例の方式により株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います（各応募株券等の数に1単位（100株）未満の株数の部分がある場合、あん分比例の方式により計算される買付株数は各応募株券等の数を上限とします。）。

あん分比例の方式による計算の結果生じる1単位未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数に満たなかったため、買付予定数以上になるまで、四捨五入の結果切り捨てられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき1単位（追加して1単位の買付け等を行うと応募株券等の数を超える場合は応募株券等の数までの数）の応募株券等の買付け等を行いました。

3. 公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所

伊藤忠商事株式会社 大阪本社

（大阪市北区梅田3丁目1番3号）

株式会社東京証券取引所

（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

（ご参考）

自己株式の取得に関する決議内容（2026年8月3日公表分）

- （1）取得対象株式の種類 ： 当社普通株式
- （2）取得し得る株式の総数 ： 1億9,000万株を上限とする
（発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合約2.7%）
- （3）取得し得る株式の総額 ： 3,000億円を上限とする
- （4）取得期間 ： 2026年8月4日～2027年1月29日

以 上